

平成 30 年度

第 1 回芽室町教育委員会会議
(公開用)

平成 30 年 4 月 26 日

芽室町教育委員会

会 議 錄

平成 30 年 4 月 26 日第 1 回芽室町教育委員会会議を芽室町中央公民館 2 階図書資料室で開催した。

○開会時間 16 時 30 分

○閉会時間 17 時 00 分

○出席委員	教育長職務代理者	西 村 嘉 博
	委員	土 屋 直 道
	委員	山 口 祥 子
	委員	田 口 聰 明

○欠席委員 なし

○出席職員	教育長	武 田 孝 憲
	学校教育課長	松 浦 智 幸
	社会教育課長	日 下 勝 祐
	給食センター長	土 田 雅 敏
	図書館長兼図書館係長	藤 澤 英 樹
	学校教育課総務係長	中 田 雅 彦
	学校教育課学校教育係長	一 色 真由美
	社会教育係長	大 石 秀 人
	スポーツ振興係長	大 橋 肇

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 前会議録の承認
日程第3 教育長の報告
日程第4 報告第1号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
日程第5 報告第2号 区域外就学認定の件（非公開）
日程第6 報告第3号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）
日程第7 報告第4号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
日程第8 議案第1号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件
日程第9 議案第2号 芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件
日程第10 議案第3号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
日程第11 議案第4号 芽室町教育研究所職員委嘱の件

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○武田教育長 本日の委員会の出席は、全員の5名であります。

教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

それでは、第1回の教育委員会会議を開会いたします。

それでは、早速議事に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでありますけれども、本日の会議録署名委員に、土屋直道委員を指名いたします。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○武田教育長 次に、日程第2「前会議録の承認」でありますけれども、別紙議事録のとおりでありますけれども、何か御意見等ありますでしょうか。

（「ありません」と発する声あり）

○武田教育長 異議なしと認め、前会議録については承認をいたします。

◎日程第3「教育長の報告」

○武田教育長 次に、日程第3「教育長の報告」についてであります。

私からは2点について報告をさせていただきます。

1点目でありますけれども、4月11日に十勝管内市町村教育委員会教育長会議が開催されまして、大橋局長から平成30年度の十勝管内教育推進の重点、西村次長からは各校における働き方改革・北海道アクションプランと北海道教育推進計画の概要マニュアルについて説明がありまし

た。

本日、お渡しました資料を後ほどご覧いただきたいと思っておりますけれども、教育長会議の後開催されました十勝管内小中校長会議においても同様の説明がなされまして、情報共有が図られたところであります。

その中で 1 点、学校における働き方改革プランでありますけれども、市町村教諭の役割として市町村立学校における働き方改革を進めるための計画等を作成するとされておりますので、現在校長会と協議しながら計画案を作成中であります。

また、管内市町村教委と打ち合わせていかなければいけない部分もありますので、今後、情報交換等行っていきたいと考えております。

2 点目は、同じく 11 日に開催された第 12 地区の教科書採択協議会でありますけれども、今年度は平成 31 年度から使用する中学校の教科用図書道徳科及び附則第 9 条図書の採択の年ということになっております。

役員改選については、会長は音更町、芽室町、幕別町の 3 町の持ち回りということで、そして小中学校いずれかの教科書採択事務を終えてから会長を交代するという申し合わせ事項がありますので、29 年に芽室町が会長として小学校の道徳科及び附則第 9 条図書の採択事務を行いましたので、今年度役員については会長に幕別町の教育長、副会長が音更町の教育長、監事は広尾町と芽室町の教育長ということで決定をし、幕別町が事務局となり採択事務を今後進めていくことになっております。

私からは以上でありますけれども、学校教育課所管事業、社会教育課所管事業で報告することがあればお願ひいたします。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長 学校教育課所管事業について、御報告させていただくものにつきましては、4 月 8 日、日曜日ですけれども、平成 30 年度上美生地区山村留学推進協議会、山村留学生の歓迎会に教育長、事務局職員が出席しております。今年度はセンター留学生 3 人と継続のお子さんもありますけれども親子留学生 2 人ということで、5 人の生徒が山村留学生として上美生中学校のほうで勉学に励んでおります。

以上、その他につきましては、ご覧いただいたとおりであります。

○武田教育長 社会教育課長。

○日下社会教育課長 社会教育課所管事業については、4 月 6 日と 13 日にトレイシー市友好訪問団の事後研修が行われていますが、13 日には訪問団員 10 名、同行者 2 名、教育長同席のもと町長へ報告を終えてございます。
次のページをご覧いただきたいと思います。

4 月 18 日、チャレンジデーの関係でございます。実行委員会が開催さ

れておりますが、5月30日の実施に向けてさまざまな検討がなされております。今後、周知してまいりたいと思います。御報告させていただきます。

以上です。

○武田教育長 ただいま、報告がありましたけれども、何か質疑等ございますでしょうか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 ないということですので、それでは早速議件に入らせていただきたいと思います。

◎日程第4「報告第1号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○武田教育長 日程第4「報告第1号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」について説明を願います。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長 日程第4「報告第1号就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」について御報告をさせていただきます。

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので報告いたします。

1ページをご覧ください。

平成30年4月1日現在の総括表になっております。なお、表の中ほど準要保護認定者数一覧とそれから準要保護不認定者数一覧が1月15日と書いておりますけれども、4月1日の誤りでございます。申し訳ございません。御訂正いただきたいと思います。

それでは、この総括表に基づきまして報告をさせていただきます。

4月1日現在の申請世帯につきましては194世帯です。このうち認定世帯につきましては167世帯、内訳につきましては要保護世帯が4世帯、準要保護世帯が163世帯となっております。

また、準要保護世帯の内訳につきましては経済的困窮世帯が86世帯、児童扶養手当受給世帯が70世帯、町民税非課税世帯が5世帯、国民年金保険料免除世帯が2世帯となっております。

不認定世帯につきましては27世帯となっております。

このうち、準要保護認定者数一覧につきまして、小学校につきましては4校で合わせて152人の児童、中学校につきましては3校合わせて96人の生徒、合計いたしまして248人の児童生徒が認定になっております。

また、準要保護の認定者数一覧の右側ですけれども、児童扶養手当認定者数、町民税非課税世帯、国民年金保険料免除認定者数等の内訳を掲

載しております。

左側の真ん中よりも下になりますけれども、不認定者数一覧につきましては 27 世帯の内訳の児童生徒数となっております。小学校にあっては 28 人、中学校にあっては 14 人の生徒合わせて 42 人の児童生徒が不認定となっております。

また、一番下段ですけれども、要保護認定者数につきましては記載のとおり、それぞれ 4 人の児童生徒が認定となっております。

以上で、報告を終わります。

○武田教育長 説明が終わりましたので、これより質疑があればお願ひをいたします。

特にございませんか。

(「ございません」と発する声あり)

○武田教育長 特になければ、報告第 1 号については報告のとおりいたします。

◎日程第 5 「報告第 2 号区域外就学認定の件」

○武田教育長 次に、日程第 5 「報告第 2 号区域外就学認定の件」については、公開することにより個人の権利を侵害するおそれがあるため、非公開といたします。

これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

以下、非公開

◎日程第 6 「報告第 3 号就学指定校変更（学校選択）認定の件」

○武田教育長 続きまして、日程第 6 「報告第 3 号就学指定校変更（学校選択）認定の件」についてでありますけれども、公開することにより個人の権利を侵害するおそれがある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「よろしいです」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

以下、非公開

◎日程第 7 「報告第 4 号芽室町奨学金貸付の件」

○武田教育長 続きまして、日程第 7 「報告第 4 号芽室町奨学金貸付の件」については、公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますけれども、よろしいでしょ

うか。

(「よろしいです」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

以下、非公開

◎日程第8「議案第1号芽室町図書館協議会委員委嘱の件」

○武田教育長 それでは、続きまして、日程第8「議案第1号芽室町図書館協議会委員委嘱の件」について、説明を願います。

社会教育課長。

○日下社会教育課長 日程第8「議案第1号芽室町図書館協議会委員委嘱の件」について、御説明申し上げます。

芽室町図書館設置及び管理条例第6条第4項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

17ページをご覧ください。

平成30年4月1日付の教職員人事異動に伴いまして、欠員となった委員の後任を芽室西小学校長であります大村篤志氏に委嘱しようとするものであります。

なお、委嘱期間につきましては、前任者の残留期間となりますので平成30年4月1日から平成31年5月31日までとするものであります。

以上で説明を終わります。

○武田教育長 説明が終わりましたので、これより質疑があればお受けしたいと思います。

ありませんか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 特になければ、お諮りしたいと思います。

議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、議案第1号については原案どおり可決いたしました。

◎日程第9「議案第2号芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件」

○武田教育長 次に、日程第9「議案第2号芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件」について、説明を願います。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長 日程第9「議案第2号芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件」について、御説明をいたします。

芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例第4条第2項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

22ページをお開き願います。

22ページ、委嘱の理由にありますとおり、平成30年4月1日付の教職員人事異動により欠員となった委員の後任を委嘱しようとするものであります。

今回委嘱しようとする者は、芽室中学校教頭であります横山一仁氏であります。委嘱期間につきましては、前任者の在任期間とするものであります。平成30年4月1日から平成31年3月31日までとしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○武田教育長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 特になければ、お諮りしたいと思います。

議案第2号について、原案どおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、議案第2号については原案どおり可決いたしました。

◎日程第10「議案第3号芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」

○武田教育長 次に、日程第10「議案第3号芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」について、説明を願います。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長 日程第10「議案第3号芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」について、御説明をいたします。

芽室町教育支援委員会規則第4条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

26ページをお開き願います。

26ページ、委嘱理由にございますとおり、平成30年4月1日付の教職員人事異動により欠員となった委員の後任を委嘱しようとするものでございます。

今回委嘱を予定している者につきましては、織茂竜二郎上美生小学校長、大村篤志芽室西小学校校長、児玉貴子芽室南小学校教諭、三村政仁上美生中学校教諭、宮本和也芽室西中学校教諭の5名であります。

なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間とするものであります。

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○武田教育長 説明が終わりましたので、何か質疑等あれば受けたいと思います。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 特にないということでありますので、お諮りしたいと思います。

議案第 3 号について、原案どおり決定することで御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、議案第 3 号については原案どおり可決をいたします。

◎日程第 11 「議案第 4 号芽室町教育研究所職員委嘱の件」

○武田教育長 続いて、日程第 11 「議案第 4 号芽室町教育研究所職員委嘱の件」について、説明を願います。

学校教育課長。

○松浦学校教育課長 日程第 11 「議案第 4 号芽室町教育研究所職員委嘱の件」について、御説明いたします。

芽室町教育研究所運営規則第 2 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

30 ページをお開き願いたいと思います。

30 ページ、委嘱理由にありますとおり、平成 30 年 4 月 1 日付の教職員人事異動により欠員となった委員の後任を委嘱しようとするものであります。

委嘱予定者につきましては、松井眞治芽室西中学校教頭、西田智美芽室小学校教諭、山田洋芽室南小学校教諭の 3 人でございます。

なお、委嘱の期間につきましては、前任者の残任期間とし平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○武田教育長 説明が終わりましたので、これより質疑があれば受けたいと思います。

よろしいですか。

(「よろしいです」と発する声あり)

○武田教育長 特になければ、お諮りしたいと思います。

議案第 4 号について、原案どおり決定することで御異議ありませんで

しようか。

(「異議なし」と発する声あり)

○武田教育長 異議なしと認め、議案第4号については原案どおり可決をいたしました。

以上で本日予定された議事日程が終了いたしましたけれども、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 ないということありますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

(「ありません」と発する声あり)

○武田教育長 なければ、今後の日程について説明願います。

○中田学校教育課総務係長 今後の日程につきまして、お手元の資料を説明させていただきます。

5月教育委員会会議は5月28日月曜日、16時から中央公民館2階図書資料室で行う予定となっております。

その他といたしまして、4月27日金曜日、30年度芽室町PTA連合総会が19時から芽室駅前プラザで行います。5月17日木曜日、平成30年度十勝管内教育委員会連絡協議会総会。5月26日、芽室中学校及び芽室西中学校体育祭。5月30日、チャレンジデー2018。6月2日、町内の各小学校で運動会が予定されております。

以上です。

○武田教育長 今後の日程については以上であります。

それでは、以上をもちまして本日の全ての日程が終了しましたので、第1回教育委員会会議を閉じたいと思います。

会議録署名 教育長 武田 孝憲

会議録署名 教育委員 土屋 直道